

---

# 馬場どろんこ保育園

令和3（2021）年度

## 福祉サービス第三者評価結果報告書

---

1. 評価結果（公表対象）
2. 利用者調査結果（公表対象）
3. 評価結果参考資料（非公表）

# 1. 評価結果（公表内容）

## ◇第三者評価結果報告書

- ・ 第三者評価機関名
- ・ 施設・事業所情報
- ・ 理念・基本方針
- ・ 施設・事業所の特徴的な取組
- ・ 第三者評価の受審状況
- ・ 総 評
- ・ 第三者評価に対する施設・事業所のコメント
- ・ 評価項目ごとの評価結果および講評

# 第三者評価結果報告書

## ①第三者評価機関名

株式会社 学研データサービス

## ②施設・事業所情報

名称：	馬場どろんこ保育園	種別：	認可保育園	
代表者氏名：	園長 田中 三樹子	定員（利用人数）：	70（67）名	
所在地：	230-0076 神奈川県横浜市鶴見区馬場1-11-5			
TEL：	045-633-7435	ホームページ：	<a href="https://www.doronko.jp/facilities/doronko-baba/">https://www.doronko.jp/facilities/doronko-baba/</a>	
【施設・事業所の概要】				
開設年月日	2019年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人どろんこ会			
職員数	常勤職員：	15名	非常勤職員：	5名
専門職員	保育士	17名	栄養士	2名
	看護師	0名	調理員	0名
	保育補助	0名	事務	1名
施設・設備の概要	居室数	保育室4室、調理室、事務室、相談室、園庭	設備等	駐輪場

## ③理念・基本方針

### 【子育て理念】

にんげん力。育てます。

「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し“自分で考え、行動する思考”を育みます。

### 【子育て目標】

#### 1. センス・オブ・ワンダー

子どもが“自然の中での体験”を通して、ものの性質や身近な事象・生命の尊さ・食材や食の循環に気付くことができるように多くの実体験の機会を提供し、子どもが“したいと思う活動”を安全に行えるように見守り、支援してゆきます。

#### 2. 人対人コミュニケーション

園外では「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わすことを園の約束としています。銭湯でお風呂の日、商店街ツアー、青空保育など地域交流を実施し、一人でも多くの人と挨拶を交わし、一つでも多くの仕事を目にする機会を用意し、“感じたこと・考えたこと”を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

保育者の役割を「変容していく社会に柔軟に対応し、社会の一員として生きていく力を育てること」と園の事業計画に掲げ、園では子どもの非認知能力を育てることを目的に異年齢保育と戸外活動を積極的に行っています。3～5歳児だけでなく、0歳児から5歳児までの子どもが活動をともしする機会を多く作っています。さまざまな年齢の子どもがいっしょに生活することで、お互いを高め合い、他者を認める気持ちを育てています。また、だれと、どこで、何をして過ごすかなど、自分のやりたいことを子どもたち自身が表現できるよう、年齢に応じて保育士が支援しています。戸外活動では、発達に合わせて少しずつ距離を延ばす長距離散歩を活動の中心にして、全年齢の子どもたちが、ほぼ毎朝9時ごろには散歩に出発しています。4、5歳児は年度の後半には片道1時間以上の散歩にも出かけます。散歩先の公園では、豊かな自然と触れ合いながら、子どもたちは存分に頭と体を使って体系化されていない自由な遊びを自分たちで見つけています。

開園3年目を迎え、園の保護者や地域とのつながりをより深めるよう取り組んでいます。コロナ禍の現在は、保護者向けにはアプリなどを通して園の様子を発信するほか、園の掲示物を密にならずに見られる工夫をしています。地域に向けては園の活動を掲載した「ばばどろんこしんぶん」を発行し、近隣の家庭に配付したり町内会の掲示板に掲示させてもらったりしています。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2021年6月28日（契約日）～ 2022年3月1日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回（年度）

#### ⑥総評

◇特に評価の高い点

**◆子どもの育てほしい姿を明確にして、全職員がその実現に努めています**

子どもの育てほしい姿について、法人のホームページや園のしおりなど、さまざまな媒体で明示しています。保育所保育指針に示された「5領域」「10の姿」などを踏まえた「どろんこ会が育てる6つの力」をはぐくむために、どのような保育を展開すれば良いかを全職員が考え、会議や園内研修でも検討しています。例えば、子どもたち自身がやりたいことを見つけ、それを表現できるよう子どもの目線や意欲の向かう先に注意を払うよう努めています。また、戸外遊びを大切にして、散歩先にあえて遊具などが少ない場所を選び、子どもたちが自分で遊びを見つけたり、ルールのある遊びで友だち同士のかかわりを大切にしたりする機会を作っています。

**◆保育の質を向上するためのさまざまな取組が実践されています**

毎月の園内研修では、職員が交代で講師を務め、人に学びを伝えることで自分自身の理解を深めています。今年度は、改めて保育理念がなぜ重要なのかを学ぶ「そもそも理念てなに」のほか、「子どもの理解」「保育記録について」などさまざまなテーマを取り上げています。また、法人系列の他園と一緒に行う勉強会「保育の質を上げる会議」には園の代表者を決めて参加します。系列園の各園がテーマごとに講座を主催する「子育てスキル講座」は法人内だけでなく、園の利用者や地域の方にも参加を呼びかけます。今年度は「親子でクッキング」ほか3つの講座を主催しました。こうした活動に職員が主体的に取り組み、保育の質の向上に努めています。

◇改善を求められる点

**◆当園としての体制や取組について、改めて明文化されることを期待します**

園の運営と保育に必要なマニュアル類、記録様式、チェックリストなどが整備されています。また、記録や情報の伝達などには、パソコンやスマートフォンを利用した効率化が進められています。こうした仕組みは法人によって用意されていますが、園としても全職員が内容と活用方法の理解に努めて、積極的かつ有効に利用しています。今後はさらに、当園としてこの仕組みを利用するうえでの具体的な補足事項を明文化したり、園を取り巻く独自の状況を踏まえた内容を法人と連携しながら追記したりされることを期待します。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

法人理念である「にんげん力」獲得を目指し、子どもが自分で考え行動する思考を育むため、遊びや散歩先、給食の量など様々な場面で、子どもが自身で考え選択する機会を数多く提供した。また、人間力は子ども同士の関わり合いの中で、子どもの主体的な活動を通じてこそ育つということを、すべてのスタッフが共通認識として保育を行い、応答的な関わりを心掛け見守るようにした。また子どもが夢中になって遊ぶことが出来るよう、環境作りにも留意し、設備環境だけでなく、時間的環境や人的環境など、様々な側面から子どもの育ちを考えた環境作りに留意した。そして同時に、実体験や戸外活動の機会を充実させ、子どもの興味関心を大切にしながら、子どもの目線で保育者も一緒に楽しみ、大人がモデルとなり、背中をみせる保育を実践した。

保育の質向上には、保育者のにんげん力の向上が不可欠であるため、人材育成に注力し、アクティブラーニングを中心とした学びの環境を追及した。それによってスタッフ同士の同僚性が徐々に発揮され、それぞれが保育者として、また人として成長出来ていると感じる。

今後当園が地域の親子が集うコミュニティの拠点となるよう、移動動物園や園庭活動等をブログや「馬場どろんこ新聞」に掲載し、園のリアルな活動を積極的に地域に開示していくことで、子育ての拠点としての役割を担えるよう活動を進めていきたい。

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり

## 第三者評価結果表【共通評価】（保育所版）

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a
	理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○	○
	理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○	○
	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○	○
	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○	○
	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	○	○
	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	○	○
	理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>法人の運営理念のほか系列園共通の子育て理念と目標は、法人のホームページや園のしおりに掲載されています。また、子育て理念と目標は、園の玄関や廊下など、職員だけでなく保護者の目にもとまりやすい場所に掲示しています。職員は、法人研修や園内研修で理解を深め、事業計画や指導計画を策定する際にも理念と方針を再確認し、日々の保育でもその実践に努めています。保護者には、入園時に園のしおりで理念と方針を説明するほか、懇談会などでも理念と方針に基づく保育の説明を行っています。</p>			
【非公表コメント】			

## I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	a
	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○	○
	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。		○
	子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○	○
	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>施設長は、法人主催の施設長会議や全体研修に参加するほか、法人から配信される「福祉新聞」掲載の情報などから、地域の福祉情報や社会福祉事業の動向を把握し分析しています。子ども人口の減少や働き方の変化に伴い、横浜市内でも待機児童数が減少していることを受けて、選ばれる保育園としてもより質の向上が求められていると施設長は感じています。また、園におけるコストや利用者の推移などの経営環境は、法人本部と園で実績を共有して傾向を分析し、園としての今後の対応について検討しています。</p>			
【非公表コメント】			

共通 3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a
	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○	○
	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○	○
	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○	○
	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>月1回、法人で理事会が開催され、役員間での課題共有が行われています。また、モーニングサロンと称する、系列園の全施設長と理事長、役員などが直接会話をする機会があり、各園の園事情をタイムリーに共有することにも法人は努めています。施設長は施設長会議や施設長勉強会に出席しており、そこで得た経営に関する情報を園会議で職員に共有しています。また、法人主催の全体研修は、理事長が経営状況や方針について説明する機会となっており、法人系列園全ての職員が参加しています。園会議と園内研修では職員一人ひとりが園としての課題を提議し、改善に向けた取組を検討しています。</p>			
【非公表コメント】			

### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	b
	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○	○
	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○	
	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○	
	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
法人としての中・長期計画と収支計画が作成されており、法人が実施する年1回の全体研修で全ての職員に共有が図られています。園としての3か年計画は園の単年度事業計画内で明文化されており、開園3年目で園内外の環境がようやく整ってきたことや、施設長の交代に伴って、2021年度の事業計画では2020年度の3か年計画から内容を刷新しました。新しい施設長の思いが反映された内容となっていますが、実施状況の進捗確認を行ううえで、3年後に目ざす状況と年度ごとに達成すべき指標をより具体的に記載することを期待します。			
【非公表コメント】			

I-3-(1)-②		a	a
共通 5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	a
	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○	○
	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○	○
	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○	○
	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
単年度の園の事業計画は、法人の中・長期計画や当年度の事業計画を踏まえ、年度末の策定会議で次年度分を作成します。単年度事業計画では、「保育内容の充実・質の向上」「保護者の支援」をはじめとする7つの基本方針のほか、園運営方針、保育方針、危機管理、地域交流、実習生等の受け入れ、研修受講、子育て支援、小学校との連携など、具体的な計画や活動方法について記載があります。施設長は、2021年度の事業計画を策定するうえでの課題に人材育成を大きな柱として定め、各項目での計画に反映しています。			
【非公表コメント】			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	a
	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○	○
	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○	○
	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○	○
	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○	○
	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>事業計画の策定方法の基本事項が「保育品質マニュアル」に記載されています。園の事業計画は、全職員が参加する策定会議を前年度の2月に1回、3月に2回実施して、内容を検討します。事前に、当年度の事業計画についての振り返りと次年度はどうしていくかのアンケートを職員に実施します。策定会議の初回に、施設長が作成した当年度の事業報告とアンケート結果、また、法人の方針と計画を全職員で共有します。そして、それらを踏まえて、次年度の園目標と計画について検討します。策定した事業計画は新年度に向けて、改めて読み合わせを全職員で行っています。</p>			
【非公表コメント】			
共通 7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	a
	事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○	○
	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	○	○
	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○	○
	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。		○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>園の事業計画は開示情報として、法人のホームページで公表されています。また、年度の事業計画に基づく園の保育や子育て支援の内容は、園だよりや「ちきんえっぐだより」として保護者に配付するとともに、法人のホームページにも園ごとに掲載しています。そのほか懇談会や玄関ホールの掲示などで、月ごとの園目標や活動予定、前月の子どもの状況について伝えるよう努めています。さらに、保護者がスマートフォンのアプリを通して確認できる園情報としても、保育内容や行事について写真などを使って掲載し、園のねらいや思いが伝わるよう心がけています。</p>			
【非公表コメント】			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	○	○
	保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	○	○
	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○	○
	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>全職員に配付される「保育品質マニュアル」には、保育品質向上のためのマネジメント方法としてPDCAサイクルについて記載されています。保育の質の向上のために、月1回のクラス会議をはじめとして、さまざまな園内の会議で課題を抽出し、改善のための取組と振り返りを実施しています。例えば、今年度は保育記録について、内容を充実させるために心がけるべきことを検討し、明文化して実施しています。また、職員は遵守事項のチェックリストで年2回、理想の職員像との比較項目で月1回の自己評価を実施し、結果を園会議で検討して抽出した課題に取り組んでいます。</p>			
【非公表コメント】			

共通 9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	a
	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○	○
	職員間で課題の共有化が図られている。	○	○
	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○	○
	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○	○
	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>遵守事項のチェックリストなどで実施した職員の自己評価結果を集計し、園会議で共有するとともに、取り組むべき課題を職員が話し合って抽出しています。話し合いでは発表資料なども用意して、課題が明確になるようにしています。また、次年度の事業計画で、年間を通して取り組む課題に反映し、改善に向けての進捗を園会議などで確認しています。さらに、毎月法人が開催する「子育ての質を上げる会議」に園の中堅職員が参加し、自園の課題を発表して系列他園の意見を聞き、他園の参考となる取組は持ち帰って園内で共有しています。</p>			
【非公表コメント】			

## Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	b
	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○	○
	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	○	
	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○	
	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
園の方針と取組は、施設長が年度末の策定会議で説明するとともに月1回の園会議でも定期的に伝え、全職員で共有しています。施設長やリーダーなどの職務別の役割は、「保育品質マニュアル」に記載されています。「運用マニュアル」には、苦情解決や感染症対策、危機管理の場面における施設長の役割と責任が記載され、不在時の権限移譲等についても記載されています。こうしたマニュアル類は職員に配付され、定期的に読み合わせなどで確認しています。施設長は平常時の自らの責任範囲についても園会議だけでなく折に触れ伝えていますが、職員がより安心して自分の職務に責任をもってあたれるよう、施設長自らの役割や責任について改めて文書化して職員に明示されてはいたがでしょう。			
【非公表コメント】			

Ⅱ-1-(1)-②		a	a
共通 11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	a
	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○	○
	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○	○
	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○	○
	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
児童福祉法や保育所保育指針など遵守すべき法令等に基づいた児童と保護者の人権の尊重、個人情報や機密情報の取り扱いなどが、法人系列園共通の「保育品質マニュアル」に記載されています。施設長は、法人の施設長会議などで法令の改正や園運営について理解を深める機会があり、また、学んだことを職員へ周知しています。そのほか法人内や他園などの事例に基づく注意喚起などの情報が、法人から提供されています。園における運営と保育で遵守すべき事項が徹底されているかについては、各種チェックリストを用いて定期的に全職員が自己評価し、結果は園会議で共有し課題を分析しています。			
【非公表コメント】			

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	a
	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○	○
	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○	○
	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○	○
	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○	○
	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>施設長は自らの役割の中でも、園の目ざす方向を具体的な保育における具体的な行動として職員に示すことが特に大切だと考えています。園会議や園内研修での職員の発言や日誌類の記述などから、施設長は、園で提供している保育の状態を確認しています。毎月の園会議の議案は職員からも募るようにし、園内研修では全職員が一人ずつ交代で講師を担当するようにして、自身の学びをさらに人に伝えられるよう理解を深める機会を作っています。そのほか、日誌類には必ず施設長の所見を記載するよう努めています。また、施設長という立場にあるがゆえ見えにくくなった現場の状況を、さまざまな機会をとらえて把握するよう努めています。</p>			
【非公表コメント】			
共通 13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a
	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○	○
	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○	○
	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○	○
	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>施設長は業務の実効性向上のためには、職員が安心して仕事をできる環境づくりが大切と考えています。園の人事と労務管理は、法人で統括管理されている基幹システムから実績情報の提供を受けています。適正な人員配置が行われるよう、「保育品質マニュアル」にシフト作成についての記載があり、その方法に基づいて職員の勤務時間が公平になるよう努めています。また、職員の就業状況をより良くするために、現在、残業時間の削減に全職員で取り組んでいます。時間の有効活用に努め、その一つの施策として事務作業のための残業の場合は、ほかの業務で中断されることがないように集中できる場所を選択して行うよう施設長から伝えています。</p>			
【非公表コメント】			

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	a
	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○	○
	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○	○
	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。		○
	法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
法人のホームページには、新卒と中途それぞれの採用者に向けて、入職後をイメージしやすいよう情報を提供しています。職員の採用は法人の人事採用部が行いますが、園としても最終の判断に加わっています。そのほか、園の外壁に職員募集のポスターを掲示するとともに、園の様子を伝えるブログにつながる二次元バーコードを掲載したポスターも掲示して、園の所在する地域に向けての採用活動を行っています。入職時には入社時オリエンテーションのほか、「OJT研修」「保育品質マニュアル研修」などを行い、法人と園の理念と方針の理解を深めたくうえで配属されるよう、法人で定められた教育が実施されています。			
【非公表コメント】			

共通 15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○	○
	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	○	○
	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○	○
	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○	○
	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○	○
	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
法人が求める人材像をはじめ、キャリアパス、業績評価のガイドライン、スキルアップ評価の考え方、昇格基準などは「人事制度ガイドブック」に記載されており、入職時、職員に配付されています。「人事制度ガイドブック」の記載事項は入社時に法人で説明があり、変更や見直しなどが発生した場合には、改めて全職員へ法人から説明が実施されています。また、園が職員に期待する役割は定期的な施設長面談で伝え、職員自身が望むキャリアや目標についても確認し、職員が希望に向かって進めるよう、育成計画に反映し支援しています。			
【非公表コメント】			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	a
	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○	○
	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○	○
	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○	○
	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○	○
	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○	○
	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	○	○
	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。		○
	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>職員の勤怠は法人のシステムで管理され、就業状況は法人本部の園担当者と施設長で共有しています。また、施設長は園内の労務を管理し、ワークライフバランスが確保できるよう、職員一人ひとりの業務量を把握して過度な残業が発生しないようマネジメントしています。施設長は働きやすい職場とするためには、忙しい時にこそ自らも含め職員それぞれが感情コントロールを行うことが大切と考えています。園内研修で感情のコントロールに関するアンガーマネジメントに取り組むほか、職員間でコミュニケーションがとりやすい雰囲気づくりに努めています。また、法人によるアプリを使った福利厚生サービスが提供されるほか、職員が匿名で相談できる窓口なども用意されています。</p>			
【非公表コメント】			

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○	○
	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○	○
	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	○	○
	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○	○
	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
法人が求める人材像が「保育品質マニュアル」に記載されるとともに、全職員に配付される「人事制度ハンドブック」では各業務のキャリアステージごとにも「期待される人材像」を明確しています。また、人事考課と連動した職員の目標管理制度が整備されています。前期と後期の初めに、施設長が職員と面談を行い、各自の経験と求められる役割を踏まえた目標設定ができるようアドバイスをしています。また、半期に1回ずつ施設長による面談を実施して、設定した目標についての達成状況を確認するとともに、職員自身が望むキャリアや将来像が明確化できるよう支援しています。			
【非公表コメント】			

共通 18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○	○
	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○	○
	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	○	○
	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○	○
	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
「保育品質マニュアル」には人材育成と研修計画に対する考え方が記載されており、それに基づいて職員育成と研修計画を単年度の事業計画で明記しています。また、事業計画の「次世代を担う職員育成」の項目で、園として期待する職員の姿を記載しています。職員一人ひとりの研修計画は、法人内研修についてはマニュアルに記載されるキャリアに応じて受講を計画し、外部研修については年度初めに全職員が行う受講希望アンケート結果を基に施設長と法人が受講を承認しています。全ての研修について受講報告書を受講者が作成しており、その成果などを分析して法人内研修のカリキュラムが検討されています。			
【非公表コメント】			

共通 19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○	○
	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	○	○
	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	○	○
	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○	○
	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
職員の経験や資格、研修受講状況、人事考課と連動する自己評価結果などは、法人のシステムで一括管理されています。新入社員は、新入社員研修や保育品質マニュアル研修、園で現場を経験するOJT研修、などを経て配属され、その後も経験に応じた法人内研修が用意されています。また、1～3年目職員向けの若手会議、中堅職員を対象とした保育の質を上げる会議などは、法人内系列園の職員が合同で実施する勉強会で、毎年園から参加者を決めて職員が出席しています。そのほか、法人内の系列園がそれぞれ主催する「子育てスキル講座」には、職員が興味のあるテーマを自由に選択して受講できるよう、施設長も配慮しています。			
【非公表コメント】			

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	a
	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○	○
	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	○	○
	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	○	○
	指導者に対する研修を実施している。	○	○
	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
「保育品質マニュアル」に「次世代を担う保育・福祉の現場で活躍する人材の育成の機会と捉える」など、実習生の「受入意義」や「受入の心得」「受入マニュアル」が記載されています。園としては、実習生・中高生の受け入れについて、毎年の事業計画書に明文化しています。今年度も1名の実習生を園として受け入れました。実習生受け入れの際には、法人の人事採用部から配付される「実習生受け入れ手引き」を基に、職員間で受け入れについての共通認識を持てるよう準備します。また、実習生の意向を聞くほか、実習生が職員に質問しやすい雰囲気を作るなど、実習生が主体的に実習に取り組めるよう配慮しています。			
【非公表コメント】			

## Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○	○
	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○	○
	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	○	○
	法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○	○
	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
法人のホームページには法人の運営理念、子育て理念、子育て目標について実際の保育場面の写真や動画、理事長からのメッセージなどを掲載して伝えています。また、園だより、地域向けの子育て支援情報が掲載されています。そのほか決算・財務情報、園ごとの事業計画、第三者評価結果などを開示しています。園への相談・苦情受付の体制は園のしおりで説明するほか、園の玄関ホールに掲示し、受け付けた内容はアプリなどを通して保護者に報告しています。特に必要と思われるものは、事業報告書にも記載し、法人のホームページで公開しています。地域に向けては、園ブログにつながる二次元バーコードを園の外壁に掲示したり、園での子どもの活動を掲載する新聞を近隣の家庭に配付したりしています。			
【非公表コメント】			

共通 22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	a
	保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○	○
	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○	○
	保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○	○
	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
保育所における事務、経理、取引等に関するルール、担当責任などは、全職員に配付される「保育品質マニュアル」に記載があり、職員は入職時に説明を受け、その後改定があれば年度初めに園内で確認しています。マニュアルの記載ルールに従って、園の経費予算について予算実績管理を法人と連携して実施しています。年に2回法人本部による内部監査が実施されています。内部監査の結果を基に、施設長を中心に是正計画書を作成して改善に取り組み、経過は園会議で確認しています。そのほか法人の事業報告・決算は、監査法人などからの助言を受けています。			
【非公表コメント】			

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○	○
	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	○	○
	子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○	○
	保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	○	○
	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>地域との交流については、「保育品質マニュアル」に「地域の様々な人、場所、機関などと連携を図りながら地域に開かれた保育所」と明記されています。毎週火曜日の商店街ツアー、近隣小学校との異年齢交流、地域の農家との野菜づくり交流、おじいちゃんおばあちゃんと遊ぶ地域拠点活動などを通して、積極的に地域と子どもたちが交流しています。また、移動動物園の開催、毎月第1金曜日に地域の公園で出張保育をする青空保育など、交流を促進しています。園のポスターの二次元バーコードから園の保育の様子を見ることができ工夫もしています。玄関では地域の社会資源に関する情報を提供しています。コロナ禍のため実施できないこともありました。</p>			
【非公表コメント】			

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		a	a
共通 24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a
	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○	○
	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	○	○
	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○	○
	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○	○
	学校教育への協力を行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>ボランティアなどの受け入れに関しては、「保育品質マニュアル」の実習・ボランティアなどの受け入れ手順書に「受入の意義」「受入手順」「受入の心得」が明記されており、全スタッフが共有し実践しています。保育士養成校の保育体験を積極的に受け入れるほか、学生向けに園見学を呼びかけるチラシを作成し、掲示板に掲示したり近隣の学校に配付したりするなど工夫しています。また、学校教育への協力については、近隣中学校の職場体験の受け入れや小学校の児童との交流を行っています。コロナ禍においても、5歳児が「こめ組新聞」を作成して小学校に届けるなど、工夫して交流しています。</p>			
【非公表コメント】			

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したり リストや資料を作成している。	○	○
	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○	○
	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○	○
	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○	○
	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネッ トワーク化に取り組んでいる。	○	○
	家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児 童相談所など関係機関との連携が図られている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
園では、行政の担当課、警察署、消防署、保健所、嘱託医、療育センターなど関係機関の連絡先を一覧にし、必要 に応じて職員が閲覧して対応できるように、連絡手順とともに職員室に掲示しています。地域にある鶴見消防署と は、年に1回依頼して救命講習を実施してもらったり、毎月の避難訓練では事前に訓練計画を報告したりして連携を 図っています。また、年に1回、横浜市道路局に依頼し、交通安全訪問指導を実施してもらっています。配慮の必要 な子どもの保育については、横浜市東部地域療育センターより巡回指導を受けるほか、必要に応じて相談をするなど 連携を図っています。			
【非公表コメント】			

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	a
	保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○	○
	保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○	○
	地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>地域の子育て支援の機能を明確に捉え、「子育てについて支援を要する人々にとっての心の拠りどころとなるように尽力」することを目標としています。月曜日から土曜日まで実施している「園開放」や「子育て相談」、月に1回地域の公園で開催する「青空保育」などのほか、「移動動物園」など戸外での活動では、地域の親子に積極的に声をかけています。こうした地域の子育て家庭との交流の際には、参加者との会話や実施後の感想から園の子育て支援に求められていることに気づけるよう努めています。そのほか、施設長は鶴見区の私立園長会に参加し、地域の情報の把握に努めています。</p>			
【非公表コメント】			

共通 27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	a
	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。	○	○
	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○	○
	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○	○
	保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○	○
	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>月に1回、第一金曜日に近隣の公園で出張保育活動の「青空保育」を開催し、地域の親子とともに紙芝居や運動遊びなどを楽しめるようにしています。園の保育士や発達支援職員が講師となって「子育てスキル講座」を開催し、法人内だけでなく地域の方にも公開して、専門的な子育てについて情報を提供しています。今年度はコロナ禍で実施できませんでしたが、地域の方を招待して交流の機会とする「どろんこ祭り」を計画しています。また、園の利用者や地域の方、だれでも利用できる無人のフリーマーケットとして、園の玄関前に「勝手籠」を設置しており、子ども服の交換に多くの方の利用があります。そのほか災害時の福祉的な支援を必要とする方の受け入れも考慮して、非常食を準備しています。</p>			
【非公表コメント】			

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○	○
	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○	○
	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。	○	○
	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	○	○
	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○	○
	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	○	○
	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	○	○
	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>児童と保護者の人権の尊重について、法人としてのガイドラインが「保育品質マニュアル」に定められています。園のしおりの「私たちの子育て」などの項目に子どもと保護者を尊重することを記載し、年2回の懇談会では日々の子どもの様子とともに人権を尊重する保育方針を保護者に伝えていきます。また、園会議などで子どもの人権を守る大切さを施設長が職員に伝えるとともに、子どもの様子や日々の保育について話し合いの場を設定していきます。性差による先入観をもたないこと、虐待の定義などについても、マニュアルの記載を全職員で読み合せ理解を深めています。年2回、全職員がチェックリストで子どもの人権や人権を尊重したかわりについて振り返り、日ごろの保育の見直しを図っています。</p>			
【非公表コメント】			

共通 29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	a
	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○	○
	規定・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。	○	○
	一人ひとりの子どもにとって、生活の場になさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	○	○
	子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>保護者のプライバシーに関する自治体からの書類などは、常時施錠できる場所で施設長が管理しています。保育中は子どものプライバシーに配慮し、園庭でのシャワー時には目隠しのパーティションを設置して外部からの視線を遮るようにしています。おむつ替えのコーナーはパーティションで囲い、子ども用のトイレにも扉を設置するなどプライバシーが保たれています。子どもの自尊心や羞恥心への配慮についても、マニュアルやチェックリストに記載された事項を振り返りながら、保育に取り組んでいます。保護者には、入園説明会や保護者懇談会でプライバシー保護に関する園の取組について周知しています。</p>			
【非公表コメント】			

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの方が入手できる場所に置いている。	○	○
	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○	○
	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	○	○
	見学等の希望に対応している。	○	○
	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
園の情報は法人ホームページやSNSで発信・公開し、利用希望者をはじめ多くの方が情報を入手できます。ホームページ内のお知らせのページには園だよりや年間スケジュールなどもあり、保育の様子がわかりやすく掲載されています。また、法人の運営理念や子育て目標は理解しやすいよう、図なども使って、ホームページや園のしおりにて丁寧な説明が記載されています。そのほか園の玄関前に掲示されているポスターに印字された二次元バーコードからは当園のブログを見ることができ、園の活動の様子などがわかる工夫がされています。園見学は施設長、主任が主に担当し、園の取組や保育理念などを丁寧に伝えていきます。利用希望者からの問い合わせや見学希望者には、丁寧かつ迅速な対応ができるように職員に周知しています。			
【非公表コメント】			

Ⅲ-1-(2)-②		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 31	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	○	○
	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○	○
	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○	○
	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○	○
	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
入園説明会では施設長が、園のしおりなどを活用して特色のある保育の内容や重要事項について保護者に説明しています。途中入園の場合は入園前に個別に説明を行っています。重要事項説明書の記載事項について確認し合い、理解を得たうえで保護者に署名をもらい園と保護者の双方で保管をしています。説明に配慮が必要な場合は、状況に応じてわかりやすい説明の工夫に努めています。そのほか、保育時間などで保護者の就労状況に配慮するなど、個別の相談にも応じています。また、保育や運営の内容に変更が生じた場合には、改めて説明し保護者の承認を得るようにしています。今年度の土曜保育の変更内容についても、追加の重要事項説明書を作成して全家庭に説明のうえ同意を得ています。			
【非公表コメント】			

共通 32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	a
	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	○	○
	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○	○
	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
途中退園になる場合は「退園届」を提出してもらいます。退園後も保育が継続されるように、子どもの発達状況や保育内容について問い合わせがあれば、保護者の同意のもと転園先などへ伝えるようにしています。転園や卒園後も保護者には子育てにかかわる相談、サポートを継続していくことを伝え、関係性の維持に努めています。また、園の行事などについて案内をし、卒園児や保護者が遊びに来ています。卒園する子どもの小学校への引き継ぎ資料として「保育所児童保育要録」をていねいに作成して送付するほか、小学校とは必要に応じて情報を交換するなど、就学に際しての保護者の不安払拭などにも心がけています。			
【非公表コメント】			

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	a
	日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	○	○
	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	○	○
	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。	○	○
	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。	○	○
	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	○	○
	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
利用者満足の上昇を旨とし、保護者に年1回アプリを活用した利用者アンケートを法人が行っています。アンケートでは園運営、保育に対する意見を聞き、対応が求められる課題は園会議、主任会議などで職員に周知し改善策を検討しています。結果集計後はアプリや掲示、保護者懇談会で結果を開示しています。また、保育参加や保護者懇談会、保護者が参加する行事でも意見を聞き、改善につなげています。保護者面談は全員を対象に実施し、利用者の声を聞くように努め、信頼関係を構築しています。職員は、日々の保育のなかで、会話、しぐさ、表情などから子どもの気持ちをくみ取り、保育の質を高めるように努めています。			
【非公表コメント】			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a
	苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。	○	○
	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	○	○
	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○	○
	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○	○
	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	○	○
	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	○	○
	苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>苦情解決の体制は「本園における苦情解決につきまして」を配付し保護者に周知しています。書面には苦情解決責任者・苦情受付などを明記しています。園では施設長が苦情受付の窓口となり、法人としては「ご意見ご提案デスク」をホームページに設けています。また、玄関にご意見箱を設置するほか、連絡帳アプリ、第三者委員への連絡、利用者アンケートなど、複数の苦情受付方法を用意しています。苦情や意見などの対応については、マニュアル類に対応フローが記載され、全職員に周知しています。保護者からの意見などはそのつど職員と話し合い、サービスの向上に努めています。また、施設長から法人に報告し、必要があれば法人全体として対応しています。</p>			
【非公表コメント】			

共通 35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○	○
	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○	○
	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>園では保護者が相談や意見を述べる方法として、「ご意見ご提案デスク」、ご意見箱、利用者アンケート、第三者委員への連絡、連絡帳アプリ、書面、個別面談の7通りの方法があることを、入園のしおりと保護者への配付文書「本園における苦情解決につきまして」に明記しています。7つの方法を用意することで、保護者が用途に合わせて選べるよう配慮しています。また、園では普段から話しやすい関係づくりを構築するため、子どもの送迎時、保護者の保育参加、個別面談などで保育の状況について、声かけをするようにしています。相談に応じる時には保護者のプライバシーに配慮して、相談室を活用しています。</p>			
【非公表コメント】			

共通 36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a
	職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○	○
	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○	○
	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○	○
	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○	○
	意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	○	○
	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>保護者が相談や意見を述べるための7つの方法を入園のしおりと「本園における苦情解決につぎまして」で保護者に伝えるとともに、施設長、主任、職員が、送迎時や日ごろの会話などから保護者の気持ちをくみ取り、意見を傾聴するように努めています。法人が実施する利用者アンケートの結果から、保護者の意見や要望を抽出し、園会議で分析・検討しています。個別面談では面談記録をとり、保護者の相談や意見は全職員にも共有するほか、内容に応じて迅速に対応策を検討し、改善や保育の質の向上に取り組んでいます。マニュアル類の記載事項は年に一度、法人系列全園の施設長が見直しを検討し、改善につなげています。</p>			
【非公表コメント】			

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○	○
	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	○	○
	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○	○
	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○	○
	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○	○
	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>リスクマネジメントについては、法人編纂の「保育運営マニュアル」と「保育品質マニュアル」に記載があり、園におけるリスクマネジメントの責任者は施設長で、対応方法がフローチャートなどで示されています。法人で月1回実施する施設長会議では事故防止委員会を開催し、事故が発生した年齢、時間帯等を分析するなど情報を共有しています。園では毎月1回の事故防止会議で、ヒヤリハット・インシデント報告書や事故記録簿から傾向や要因を分析し、体制の見直しなどの再発防止を図るほか、職員は毎日の昼礼でも事故予防のための情報共有を図っています。定期的に、各種チェックリストの項目が現況に見合っているか点検するほか、園内や散歩時のハザードマップを更新しています。</p>			
【非公表コメント】			

共通 38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○	○
	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○	○
	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○	○
	感染症の予防策が適切に講じられている。	○	○
	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○	○
	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○	○
	保護者への情報提供が適切になされている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>感染症の予防や発生時の対応は、全職員に配付しているマニュアル類の感染症の項目に記載しています。園における責任や役割を明確にした体制を整え、感染症発生時の対応フローチャートを抜粋して、事務室や保育室に常備しています。そのほか、各階の子ども用トイレには「嘔吐処理等感染症拡散防止のためのマニュアル」、保育室には「感染症が疑われるときの対応」を掲示しています。また、新型コロナウイルス感染症対策として、チェック表を用いた施設内やおもちゃの消毒、検温などを行っています。細心の注意をはらって、感染予防対策を徹底しています。保護者には、感染症発生時のアプリ等による情報提供のほか、月1回保健だよりを発行して、感染症対策への協力を呼びかけています。</p>			
【非公表コメント】			

共通 39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	a
	災害時の対応体制が決められている。	○	○
	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。	○	○
	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○	○
	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○	○
	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>「保育運営マニュアル」と「保育品質マニュアル」に、災害時の対応体制やその際の責任者を明記しています。園における災害時の諸対策は、消防計画に各担当者も決めて記載し、職員に周知しています。また、避難訓練の年間計画を立て、災害時に適切に対応できるようにしています。避難訓練は鶴見消防署に計画書を提出して実施し、実施後は職員で反省し、改善を図っています。災害時の子どもの安否情報は保護者にアプリで配信する仕組みができており、年2回配信訓練を行っています。全職員にはスマートフォンが貸与され、災害時の職員の安否について安否確認アプリで把握できる体制をとっています。非常食などの備蓄品はリストを作成し、管理しています。</p>			
【非公表コメント】			

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	a
	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○	○
	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○	○
	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○	○
	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○	○
	標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>「保育品質マニュアル」「保育運営マニュアル」を法人で作成し、子どもを尊重する法人の保育理念と基本方針に基づいた保育の実践方法が記載されています。全職員に配付され、共通の認識のもと標準的な保育が実践できるように、園内研修や会議での読み合わせで理解を深めています。また、職務や役割において優秀な成果を発揮する行動特性を一覧にした「コンピテンシー」による自己評価を行うほか、日々の保育や活動は保育日誌に記録し、実践されている保育を施設長や主任が確認しています。そのほか、年度初めなどにはロールプレイによる手順の確認を行い、実際に対応する場面で想定されることなどについても話し合う機会を作っています。</p>			
【非公表コメント】			

共通 41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	a
	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○	○
	保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。	○	○
	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	○	○
	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>保育の標準的な実施方法の検証・見直しは、法人として年1回系列各園施設長を中心に「保育品質マニュアル」の検討を行っています。園では園会議やクラス会議などで各期ごとに指導計画を検証し、見直しています。月案・週案についても検討・見直しを行い、指導計画の内容を必要に応じて改善するなど、実践している保育について話し合っています。こうした園で実践してきた保育内容を基に、年度末にはマニュアルの検討・見直し、必要に応じて改善案を園で作成し、法人内の施設長会議に提案しています。また、職員の意見だけでなく、送迎時や個人面談などで得た保護者の意見・提案も検証し、必要に応じて手順などの見直しに反映しています。</p>			
【非公表コメント】			

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a	a
	指導計画作成の責任者を設置している。	○	○
	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	○	○
	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	○	○
	全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。	○	○
	子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	○	○
	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	○	○
	指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	○	○
	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>入園時には保護者が記入する「面談シート」に基づき個別面談を行い、子どもの状況や保護者に関する情報を収集、把握しています。入園後も個別面談や保護者懇談会で得た情報と子どもの状況や成長過程を記録し、職員間で共有しています。指導計画は全体的な計画を基に、担当が子どもの状況や課題、保護者の意向も考慮し作成しています。また、食育では栄養士や調理員、保健指導では法人の看護師の助言を得るなどして、年間の計画を作成しています。月1回の「ケース・子ども観会議」で配慮が必要な子ども、気になる子どもについて話し合い、保育方法や配慮する点などを検討し取り組んでいます。</p>			
【非公表コメント】			

Ⅲ-2-(2)-②		a	a
共通 43	定期的な指導計画の評価・見直しを行っている。	a	a
	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	○	○
	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	○	○
	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	○	○
	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	○	○
	評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>各クラスの担当が、週・月・期・年度ごとにそれぞれ保育を振り返りながら、指導計画について評価・見直しをしています。また、アプリを活用することで、指導計画の振り返りについての記載を複数名で共有したり追記したりすることができ、全職員がかかわって多角的な評価と見直しを実現しています。また、指導計画の見直しの結果や急を要する変更点について、アプリで全職員が即時に確認することができるため、作業の見える化と周知徹底ができています。指導計画の最終確認は主任・施設長が行い、必要があれば修正を指示しています。保育実施後に行う指導計画の評価・見直しでは、子どもの状況を踏まえ、子どもの課題を抽出し、次の指導計画作成に生かしています。</p>			
【非公表コメント】			

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
共通 44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○	○
	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。	○	○
	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○	○
	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○	○
	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	○	○
	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>子どもの発達状況や生活状況を把握して、法人の系列園統一の様式で、月ごとに園児全員の個別記録を作成しています。また、個別記録はアプリで管理・共有しているため、全職員が最新の状態を閲覧することができます。職員間の重要な情報は、毎日の昼礼で報告し共有するだけでなく、「シッターノート」の閲覧確認、全職員に貸与されているスマートフォンのアプリでチャット機能を活用した全職員への一斉配信で共有しています。保育の記録内容や書き方については園内研修を行い、職員による差が生じないように努めています。</p>			
【非公表コメント】			

Ⅲ-2-(3)-②		a	a
共通 45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a
	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○	○
	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○	○
	記録管理の責任者が設置されている。	○	○
	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○	○
	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○	○
	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>法人として個人情報の取り扱いは、「保育運営マニュアル」と「保育品質マニュアル」に個人情報保護規定を定め、子どもの記録の保管方法などについても明記されています。子どもの記録や個別指導計画など、アプリで管理されている電子データは、利用する際には職員ごとに設定されたパスワードが必須となっています。また、個人情報が記載されている書類は、鍵付きの書庫に保管し、鍵の開閉は施設長、主任、事務長が行っています。「保育品質マニュアル」に記載されている個人情報の取り扱いは、全職員が把握し遵守しています。保護者に対しては、入園時の説明会で個人情報保護やプライバシー保護に関する園の取組内容を説明しています。</p>			
【非公表コメント】			

# 自己評価結果表【内容評価】（保育所版）

## A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a	a
	全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。	○	○
	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。	○	○
	全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	○	○
	全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。	○	○
	全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>全体的な計画は、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、法人の掲げる保育理念と保育方針のもと、系列園共通のベースが作成されています。毎年、法人での検討、確認を経て系列各園に伝達され、園では、このベースについて年度末に行う策定会議で全職員が意見交換を行うとともに、園独自の保育目標を追記しています。今年度は「つながろう」という園の保育目標を掲げました。法人の子育て理念「にんげん力を育てます」、子育て目標の「センスオブ・ワンダー」「人対人コミュニケーション」について、園らしく取り組むためには、コロナ禍にある現状であっても、子ども、職員、保護者、地域など、人と人とのつながりを大切に、いろいろな人とつながっていくことが、子どものコミュニケーション力を育てると、全職員の考えを集約して設定しました。</p>			
【非公表コメント】			

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	○	○
	保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	○	○
	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	○	○
	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	○	○
	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	○	○
	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
室内の温度、湿度を適切に管理するとともに、毎日アプリで温湿度を記録しています。冬季は加湿器を各部屋に設置して湿度調整を行い、換気にも配慮しています。現在は特に「新型コロナウイルス対策換気実施記録表」に記録し、感染防止対策に取り組んでいます。家具、遊具などの点検確認や衛生点検は、自主点検チェックリスト、設備点検チェックリスト、事故防止チェックリストを使用して行い、安全対策を実施しています。手洗い場、トイレ、保育室は清潔な状態が保てるよう清掃をていねいに行い、清掃完了後は遅番・当番チェック表に記録しています。おもちゃは日々、洗浄や消毒を徹底しています。睡眠と食事の場所を分け、給食はテラスやバルコニーで行う「縁側給食」を基本としています。室内でも静と動の活動に留意してパーティションでコーナーを作るなど、子どもが落ち着いて集中できる環境構成を工夫しています。			
【非公表コメント】			

A3	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
	子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	○	○
	子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	○	○
	自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	○	○
	子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	○	○
	子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	○	○
	せかさず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
子ども一人ひとりの発達過程や家庭環境は、入園時の面接や記録、日々の送迎時の保護者対応、個人面談などを通して把握しています。このようにして把握した個人差は、異年齢保育を実践するするうえでも大切にすることを、職員間で共有しています。子どもの思いを受け止め、気持ちに寄り添いながら、安心して自己表現ができるように配慮し、子どもが主体となるよう対応しています。そのため、配慮が必要な子どもについては「ケース・子ども観会議」にて個人差を理解したうえで支援策を話し合っています。園内研修では、子どもの人権やていねいなかわり、応答的なかわり方について学ぶとともに、年2回「児童、保護者の人権に関するチェックリスト」を使用して全職員が自己評価を実施しています。日々の保育では、職員が自らの保育を振り返り、課題に取り組んでいます。集団が大きくなると子どもをせかしたり、命令口調や大声になったりしやすいこと、否定的な言葉を使っていないかなど、施設長も気になる時に、子どもに穏やかに話すことなどを職員に伝えています。			
【非公表コメント】			

A4	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	○	○
	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	○	○
	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	○	○
	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	○	○
	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
0～2歳児には個人別指導計画を作成し、排泄など個々の発達に合わせ、生活習慣が身につく援助をしています。2歳児は、10月ごろより3～5歳児の異年齢保育クラスに加わります。徐々に新しいお友だちといっしょの生活に慣れながら、年上の子どものおまねをしたり、年上の子どもが年下の子どもを手伝ったりするなど、ともに成長しています。その中で着脱など自然に身につけていく習慣も多いため、体験を通して強制せず、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助しています。うがいや手洗いは職員が手本を見せるなど、正しく身につく工夫をしています。また、午前中たっぷり活動したあとはゆったり休むといったバランスのとれた生活に配慮しています。そのほか、送迎時の会話や連絡帳、個別面談などで保護者と連携を図りながら、子ども一人ひとりに応じて基本的な生活習慣が身につくように努めています。			
【非公表コメント】			

A5	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a
	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。	○	○
	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	○	○
	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	○	○
	戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。	○	○
	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。	○	○
	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	○	○
	社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。	○	○
	身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。	○	○
	地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。	○	○
	様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
異年齢保育について「0～5歳児が共に暮らし、頼りあい、ぶつかり合い、教え合う。大きい子が中心になって、遊ぶ相手・場所・内容を子ども自ら選択し、大きな時間割を自分たちで見通しを立てて行動する」と全体的な計画に記載があり、園でも積極的に実践しています。また、園では子どもたちと職員が大きな家族のように生活することを大切にして、子どもが自ら育つように、友だちなどとの人間関係、社会的ルールや態度を身につけていけるよう配慮しています。毎朝9時には戸外活動を開始して、散歩先の公園は子どもたち自身が決める選択制を取り入れ、自然に触れ、十分遊び込めるようにしています。そのほか散歩先、青空保育、園庭開放などで地域の方とたくさん触れ合う機会も作り、社会体験を通して、自分を表現できる力をはぐくんでいます。室内遊びでは、乳児クラスと幼児クラスなど、保育室間を自由に行き来できるほか、製作などでも選択肢を多く準備し、自由に子どもが自分のしたいことを表現できるようにしています。			
【非公表コメント】			

A6	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	○	○
	0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	○	○
	子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。	○	○
	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	○	○
	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	○	○
	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
0歳児では、特に担任との愛着形成と個々の発達支援を大切にして、0歳児だけで過ごす保育を行っています。また、家庭との連携を大切にしており、「3分間お迎え対応」など、職員は保護者に子どものエピソードを伝えることに努め、話しやすい雰囲気を作心がけ、保護者との信頼関係を築くようにしています。登園時の保護者との会話や連絡帳により家庭での子どもの体調や生活リズムを把握し、伝達ボードに記入するとともに、アプリの生活記録にも反映し、職員間で情報を共有しています。保育士は、子どもの表情を読み取り応答的なかわりを心がけ、授乳や食事介助の際も顔を見てゆったり話しかけながら子どもが安心できるようにしています。また、保育室内に段差の上り下りをするきっかけとなる小上がりを設置するなど、運動機能の発達に配慮した環境づくりをしています。そのほか、担任だけでなく多くの人に見守られている安心感を感じられるように、さまざまな職員とかかわる機会を設け、10月ごろには1歳児といっしょに過ごす時間を作るようにしています。			
【非公表コメント】			

A7	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	○	○
	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	○	○
	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	○	○
	子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。	○	○
	保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。	○	○
	様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。	○	○
	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
1、2歳児では、子どもの興味、関心に合わせた探索活動が十分にできる環境を作心がけ、保育室の扉を解放し、互いのクラスを自由に行き来できるようにしています。子どもの発達過程や動線を考え、毎月の乳児会議で環境について話し合い、環境構成を変えています。保育士は、1、2歳児の自我の発達を理解し、一人ひとりの気持ちをしっかり受け止め、自発的な活動が安心してできるように見守っています。さまざまな年齢の子どもや、おとなとのかかわりに慣れながら、2歳児は、10月ごろには3～5歳児の異年齢クラスに移行していっしょに生活します。それに伴い、1歳児は0歳児といっしょに過ごすようになり、歩行の確立など年齢ではなく個々の発達段階に合わせた保育を行うようにしています。保護者とは、日々の送迎時の対応や連絡帳で連携を密にし、個人面談を年1回は必ず実施して、子ども一人ひとりの状況と保護者の意向の把握に努めています。			
【非公表コメント】			

A8	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
	3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	○	○
	4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	○	○
	5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	○	○
	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
年齢が違う子ども同士の活動で、やってみたいことを実現したり、思い通りにならないことを体験したりできるよう、3～5歳児は異年齢保育を基本としています。毎朝9時30分には、全年齢の子どもが散歩に出発して午前中は太陽の光を浴びて体を動かしています。室内活動では身体機能の発達の促しと個々の体調を確認するため、「さくらさくらんぼリズム体操」を積極的に行っています。リズム体操では、5歳児は集団のまとめ役をして、子どもたちが協力しながら体操がそろっていく様子や、4歳児も5歳児を見習って子どもたちが話し合いますが、なかなかまとまらない様子などが見られます。こうした年齢ごとのコミュニケーション力の育ちに、保育士は適切にかかわるよう努めています。また、年上の子どもへの憧れや、年下の子どもをいたわる気持ちを保育士が支援し、互いに協同して一つのことをやり遂げる満足感や達成感を感じられるようにしています。このような子どもたちの活動を生活発表会や運動会に取り入れて、保護者や地域の方に見てもらっています。			
【非公表コメント】			

A9	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
	建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。		○
	障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	○	○
	計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。	○	○
	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	○	○
	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	○	○
	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	○	○
	職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	○	○
	保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
園内には多機能トイレや視覚障害に対応した点字ガイドやブロックを設置しています。当園では異年齢保育と同じように、年齢や障害の有無で分ける保育ではなく、全ての子どもが、頼り合い、ぶつかり合い、教え合うインクルーシブ保育を実践しています。子どもたちは異年齢で過ごすことが多いため、同年齢の発達段階で比べられることがないために、それぞれの子どもが個々の状況と発達に応じて安心して生活ができている様子が見られます。職員全員が配慮の必要な子どもの健康、発達状態を理解するために、月1回ケース会議を行い、気になる行動や必要な支援について話し合い、共通した対応が取れるようにしています。配慮の必要な子どもには個別指導支援計画を作成し、保護者とは面談を行い、その子どもがやりたいことを選んでやってみることができるよう、環境を構成し支援しています。年1回、横浜市東部地域療育センターの巡回指導を受けており、当法人の発達支援施設との連携も図っています。職員は外部研修を受講して知識や情報を得て、園内研修で研修報告を行い共有しています。			
【非公表コメント】			

A10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	○	○
	家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	○	○
	子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	○	○
	年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	○	○
	子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	○	○
	子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	○	○
	担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>法人では、全年齢を通しての異年齢でのかわり、活動・食事・休息のサイクルを大切にしています。当園でも毎朝、雨天などの天候不良時以外は全年齢の子どもが散歩に出て、陽の光をあび、戸外でたくさん体を動かし遊びます。その後はテラスやバルコニーでの「縁側給食」でゆったりみんなで食事を楽しみます。現在はコロナ禍で実施できていないこともありますが、年上の子どもが配膳や年下の子どものお世話を手伝ったり、職員との会話を楽しんだり、異年齢で過ごすことによる家庭的な環境の中で過ごしています。午後の活動は、子ども自身が体調や気分に合わせて戸外と室内の活動を選び、好きな活動に取り組んでいます。保育時間が長くなる子どもには、お迎えまでゆったり過ごせる環境構成に配慮しています。職員間で日中の様子や伝達事項の引き継ぎを伝達ボードで行い、お迎えの際には保護者にしていけないにもれなく伝えるようにしています。また、アプリの連絡帳機能などでも子どもの様子を伝える工夫をして、保護者との連携を図っています。</p>			
【非公表コメント】			

A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b	a
	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	○	○
	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	○	○
	保護者が、小学校以降の子どもたちの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	○	○
	保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。		○
	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>これまでは運動会や授業参観などで小学校との連携がありましたが、コロナ禍では行われていません。しかし保護者には、懇談会で小学校入学に向けて必要な情報を提供するほか、随時個人面談を設けるなど、就学に向けての不安を取り除けるようサポートをしています。1月ごろから午睡がなくなった時間を活用し、5歳児だけで活動する時間を設けています。そこで小学校から届いたクラス新聞を見た5歳児たちが、自分たちも同様のものを作って届けたいと、クラス新聞の作成に取り組みました。コロナ禍でも5歳児と小学生の交流を進めることができました。また、就学前教育として実施する、隔週一回の、のびのび教室、体操教室、音楽教室などでは、文字や数、跳び箱、鍵盤ハーモニカに取り組むなど、就学への期待を持てるようにしています。保育所児童保育要録は、担任が施設長の指導のもと作成し、就学先へ提出しています。今後はコロナ禍での感染状況を考慮しながら、小学校教諭との連携など、就学支援についての取組も検討しています。</p>			
【非公表コメント】			

A-1-(3) 健康管理		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	○	○
	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	○	○
	子どもの保健に関する計画を作成している。	○	○
	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	○	○
	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	○	○
	保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	○	○
	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	○	○
	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>法人で編纂された「保育品質マニュアル」と「保育運営マニュアル」で、衛生管理と感染症対策について定め、マニュアルは全職員に配付し、園内研修などを通して業務の標準化を図るようにしています。施設長は、保健計画表を作成し、職員とともに年間を通して子どもたちの健康管理や衛生管理を行い、毎日子どもの受け入れの際に視診と検温を実施し、連絡帳などで日々の子どもの健康状態を把握し、職員間で共有しています。感染症などの情報は玄関に掲示しています。また、入園時には保護者に、園で行う裸足保育や戸外活動、長距離散歩、さくらさくらんぼリズム体操などによる健康な体づくりについて伝えています。月1回、保健だよりを発行し、季節の感染症や子どもの健康に関する情報を保護者に伝えています。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、園のしおりや園内の掲示で保護者へ情報を伝え、予防対策として職員はマニュアルに従って、午睡時に5分ごとに0、1歳児の子どもの体に触れて呼吸確認をしてアプリに記録するほか、全年齢の子どものあおむけ寝を徹底しています。</p>			
【非公表コメント】			

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b	a
	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	○	○
	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。		○
	家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>嘱託医による全園児への内科健診と歯科健診をそれぞれ年2回行っています。体重や身長などの身体測定は毎月実施し、記録しています。結果は「乳幼児健康診断票」に記入して、実施日に保護者に配付し、7日以内に確認の押印後、返却をお願いしています。このように健康診断や身体測定の結果を保護者に伝え、健康状態や成長を共有してその後の受診や家庭での過ごし方の見直しにつなげてもらっています。また、「歯磨き週間」や「手洗い週間」を設け、正しい歯磨きや正しい手洗いの方法を子どもたちに伝え、子ども自身が健康について考えたり、自分の体調の変化に気づいたりしながら、健康への意識が持てるようにしています。</p>			
【非公表コメント】			

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	a
	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	○	○
	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	○	○
	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	○	○
	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	○	○
	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	○	○
	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>アレルギーのある子どもへの対応は、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に取り組んでいます。食物アレルギーのある子どもについては、半年に1回、「生活管理指導票」の更新と保護者面談を行うとともに、毎月、調理員と保護者・担任・施設長にて除去メニューの確認を行っています。除去食の提供にあたっては、個別の写真付きトレイと専用の食器を使い配膳しています。調理員と保育士、保育士間でダブルチェックを行い、誤食がないように保育士がアレルギーのある子どものそばについて食事を提供しています。また、送迎時にも、日々の家庭での子どもの様子を聞くようにしており、体調の管理に努めています。職員は法人内外の研修にて、アレルギー疾患や慢性疾患などについて学び、情報を得ています。そのほか年度末にはアレルギー対応食に関する手順について、ロールプレイを行って全職員で確認する機会を設けています。</p>			
【非公表コメント】			

A-1-(4) 食事		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
	食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。	○	○
	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	○	○
	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	○	○
	食器の材質や形などに配慮している。	○	○
	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	○	○
	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	○	○
	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	○	○
	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>年間の食育計画表を作成し、0～2歳児では年齢ごとに、3～5歳児では異年齢保育に食育活動を取り入れてい ます。残菜を使ったコンポストでの肥料作り、野菜の栽培、焚き火での調理などを行っています。クッキング保育で は、野菜の下処理のほか、梅ジュースや梅干し、クッキー、うどん、味噌汁、ケチャップ、おにぎり、恵方巻を作る など、バラエティーに富んでいます。また、年齢に応じて食事のマナー、手洗い、歯磨きの指導も行っています。ぬ くもりを感じる陶磁器の食器を給食提供に使い、子どもは器が割れる事を知ったり、ていねいに扱う事を学んだりし ています。テラスやバルコニーでの「縁側給食」では、子どもたちが皆で戸外の空気を感じ、外の景色を見ながら食 べることを楽しんでいます。食事の盛り付けは、子どもが自分で「少なめ、多め」などの気持ちを伝え、食べる量の 加減ができるようにしています。さらに人気給食のレシピを保護者に配付するほか、今年度はリモートで五平餅づく りを楽しむ親子クッキング講座を開催するなど、食について家庭との連携を図り好評です。</p>			
【非公表コメント】			

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	a
	一人ひとりの子どもの発達状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	○	○
	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	○	○
	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	○	○
	季節感のある献立となるよう配慮している。	○	○
	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	○	○
	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	○	○
	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>法人では「調理員・保育士・施設長は子どもと一緒に食べる」「噛む力を育て、素材を味わえる状態で提供」「子 どもが自分たちで盛り付け・配膳して食べる」の3大食育方針を大切に、法人系列園共通の献立を作成しています。 園では、調理手順書や「保育品質マニュアル」の給食についての記載にのっとり、給食の提供や食育を進めていま す。子どもの好き嫌いや食べられる量の把握に努め、残食の量は給食日誌に記録し、残食が多かった献立は次回の提 供の際、調理方法、切り方、味付けなどを改善するようにしています。旬の野菜や果物、園で栽培したいちごや小玉 すいか、スナップエンドウ、にんじんのほか、近所の畑でとれたさつま芋などもおいしさを最大限に生かして調理、 提供しています。伝承文化にちなんだ行事食も提供しています。0歳児では保護者との連携を密にし、一人ひとりの 発達段階に合わせた離乳食を提供しています。また、マニュアルの記載に基づいた手順とチェックリストによる定期 的な点検で、適切な衛生管理を徹底しています。</p>			
【非公表コメント】			

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	○	○
	保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	○	○
	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	○	○
	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>連絡帳は法人で開発したアプリを活用しており、0~2歳児では毎日の記入を必須とし、3歳児以上では必要に応じて利用することで、保護者との情報交換を密に行っています。また、スマートフォンのアプリを通して、園だよりや食育だより、保健だよりなど、園からのさまざまなお知らせを保護者がタイムリーに確認できる機能もあり、保護者からは休みの連絡や送迎時間の変更をスマートフォンから登録ができ、好評を得ています。保護者懇談会では子どもの状況と今後の保育やその目的とねらいについて資料を配付して伝えるほか、定期的に写真やエピソードを交えたドキュメンテーション記録を作成して掲示するなど、子どもの成長を保護者と共有できるようにしています。保護者参加行事の運動会や生活発表会では、子どもたちの特別な姿を見せるのではなく、普段の活動を発展させた様子を伝える機会にしています。今年度はコロナ禍のため運動会は中止となりましたが、子どもたちだけで雑巾がけや運動遊びの運動会ごっこを行って、子どもの成長の様子を写真で保護者に伝えました。</p>			
【非公表コメント】			

A-2-(2) 保護者等の支援		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	○	○
	保護者等からの相談に応じる体制がある。	○	○
	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	○	○
	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。	○	○
	相談内容を適切に記録している。	○	○
	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>子どもたちの園での様子を伝達ボードなどを活用し、送迎時に保護者へていねいに伝えて信頼関係を築けるように心がけています。就労状況などの変化に伴う保護者の相談にも応じています。年間を通じていつでも相談や面談の受付を行っていることを伝え、年1回は保護者との個人面談が実施できるよう、随時の受付のほかに期間を設定した面談の受付も行っています。また、どの職員と面談したいかの保護者の意向にも応じています。相談を受けた保育士だけで対応できない場合は、内容に応じてリーダーや主任、施設長がフォローしています。面談や相談の内容は、記録してクラス会議などで共有しています。そのほか保育園の特性を生かした「子育てスキル講座」を園主催で実施して、リモートでの参加が可能な事を園の保護者に伝えていきます。</p>			
【非公表コメント】			

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	○	○
	虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	○	○
	虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	○	○
	職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。	○	○
	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	○	○
	虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	○	○
	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>保護者には「重要事項説明書」を基に虐待防止のための措置について説明し、職員は日ごろから笑顔でコミュニケーションを取り、保護者が相談しやすい雰囲気づくりに努めています。子どもの送迎時には保護者に家庭での様子を聞きながら、視診、必要に応じて触診を行い、子どもの体調把握に努めています。虐待やその可能性を感じた時は、「保育運営マニュアル」の虐待対応手順に沿った対応と、適切な関係機関との連携が行えるように、マニュアルの記載内容について職員への周知、徹底を図っています。虐待が疑われる場合には、記録するとともに園内で情報を共有し、施設長が法人本部に報告して指示を仰ぎます。必要に応じて自治体の担当課に連絡をし、どのように連携して対応するか確認しています。慎重に対処し、家庭や子どもとのつながりが切れてしまわないよう配慮しています。全職員でマニュアルの読み合わせを行い、虐待などの予防と早期発見・対応に努めています。</p>			
【非公表コメント】			

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		園の自己 評価結果	第三者 評価結果
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	a
	保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。	○	○
	自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。	○	○
	保育士等の自己評価を、定期的に行っている。	○	○
	保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。	○	○
	保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。	○	○
	保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。	○	○
【第三者評価結果についてのコメント】			
<p>施設長は法人の保育理念と方針をしっかり意識し、「ケガをしない強い体を育てる」「自分でできる事を自分でする」などの「私たちが育てる6の力」を踏まえた保育の実践のためには、全職員がチームとして同じ方向を向いて各自の役割を果たすことが大切だと考えています。クラスごとに期、月、週などのサイクルで保育を振り返り、その評価を記録する際には、子どもの状況がどのように変化したかを具体的に表現することにも配慮しています。こうした保育の自己評価には、次の指導計画立案に生かせるよう施設長が必ずコメントを加えています。また、職務や役割において優秀な成果を発揮する行動特性を一覧にした「コンピテンシー」による自己評価を職員一人ひとりが月1回行い、結果を集約して園会議で分析し、園全体の課題の発見にもつなげています。そのほか年度の事業計画について、職員一人ひとりが自己評価を行い、年度末の策定会議で園としての振り返りとしてまとめています。</p>			
【非公表コメント】			

## **2. 利用者調査結果（公表対象）**

## 福祉サービス第三者評価 利用者調査結果

## 結果の特徴

実施期間：2021年9月21日～2021年10月5日
実施方法・・・園を通して保護者へ配付
回収方法・・・評価機関宛に保護者より郵送
調査対象世帯数： 56                      有効回答数： 43                      回収率： 76.8%
<p>保育園に対する総合的な感想は、「満足」が31人（72.1%）、「どちらかといえば満足」が11人（25.6%）で合計42人（97.7%）でした。</p> <p>自由意見には、「園の名の通り、どろんこ遊びや外遊びを多くさせていただき、とても良い保育園で大変感謝しております」「子どもの自主性を尊重してくれていて、子どもが自由にのびのび過ごせていると思います」「先生方が率先して楽しんで保育してくださるので、子どもたちも自然と楽しんで生活できているように感じます」「子ども思いの先生がたくさんいらっしゃいます。先生方の仲も良さそうで、活気にあふれています」「先生方が必ず挨拶してくれます」「クラスを超えた交流があります」「園内が広く、室内遊びと外遊びをどちらも偏りなく実施してくれています」「保護者の希望に、なるべく寄り添うようにしてくれていると感じます」など、園への信頼と感謝を寄せる声が多く見られました。</p> <p>項目別に見ますと、「問9. 戸外遊びや行事などにより、子どもが自然や地域と関わる機会は十分確保されていますか」「問12. 献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の内容が分かるようになっていきますか」「問19. 保護者懇談会や個別面談などによる話し合いの機会はありますか」で97.7%の保護者が「はい」と回答し、とても満足度が高い様子が読み取れます。</p>

## 結果の詳細

## ■園の理念・方針について

	はい	どちらとも いえない	いいえ	非該当	無回答	合計
問1. 園運営の基本的な考え方(理念・方針)をご存じですか	37	5	0	0	1	43
	86.0%	11.6%	0.0%	0.0%	2.3%	100.0%

## ■入園時の状況について

	はい	どちらとも いえない	いいえ	非該当	無回答	合計
問2. 年間の保育や行事について、説明がありましたか	37	6	0	0	0	43
	86.0%	14.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
問3. 入園前の見学や説明など、園からの情報提供はありましたか	38	4	1	0	0	43
	88.4%	9.3%	2.3%	0.0%	0.0%	100.0%
問4. 入園時の面接などで、子どもの様子や生育歴などを聞いてくれましたか	41	2	0	0	0	43
	95.3%	4.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
問5. 園で収集した個人情報の取り扱いについて、説明はありましたか	31	10	2	0	0	43
	72.1%	23.3%	4.7%	0.0%	0.0%	100.0%

## ■利用者を尊重する姿勢について

	はい	どちらとも いえない	いいえ	非該当	無回答	合計
問6. あなたや子どものプライバシー(見られたくない、聞かれたくない、知られたくないと思うこと)を職員は守ってくれていますか	35	7	1	0	0	43
	81.4%	16.3%	2.3%	0.0%	0.0%	100.0%
問7. 職員は、子どもの気持ちを大切にしながら対応してくれていると思いますか	38	5	0	0	0	43
	88.4%	11.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

### ■日ごろの保育内容について

	はい	どちらとも いえない	いいえ	非該当	無回答	合計
問8. 子どもの発達に合わせた豊かな感性を育む活動・遊びが行われていると思いますか	40 93.0%	3 7.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	43 100.0%
問9. 戸外遊びや行事などにより、子どもが自然や地域と関わる機会は十分確保されていますか	42 97.7%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	43 100.0%
問10. 昼寝や休息は、子どもの状況に応じた対応がされていますか	39 90.7%	4 9.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	43 100.0%
問11. 基本的な生活習慣(衣服の着脱・排泄など)の自立に向けて、園は家庭と協力しながら子どもの成長に合わせて取り組んでいますか	38 88.4%	5 11.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	43 100.0%
問12. 献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の内容が分かるようになっていますか	42 97.7%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	43 100.0%
問13. 提供される食事・おやつは、子どもの状況に配慮し、工夫されたものになっていますか	39 90.7%	3 7.0%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	43 100.0%

### ■園の快適さ・安全対策について

	はい	どちらとも いえない	いいえ	非該当	無回答	合計
問14. 園内は清潔で整理、整頓され、子どもが心地よく過ごすことのできる空間になっていますか	40 93.0%	2 4.7%	0 0.0%	1 2.3%	0 0.0%	43 100.0%
問15. 保育中の発熱やけがなど、子どもの体調変化への対応(処置・連絡など)は、十分されていますか	36 83.7%	6 14.0%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	43 100.0%
問16. 安全対策が十分とられていると思いますか(事故防止、不審者対応、緊急時の対応など)	35 81.4%	5 11.6%	2 4.7%	1 2.3%	0 0.0%	43 100.0%
問17. 感染症の発生状況や注意事項などの情報を伝えてくれていますか	30 69.8%	8 18.6%	5 11.6%	0 0.0%	0 0.0%	43 100.0%
問18. 園には、災害発生時などを想定した緊急時の連絡体制はありますか	33 76.7%	6 14.0%	1 2.3%	1 2.3%	2 4.7%	43 100.0%

### ■園と保護者との連携・交流について

	はい	どちらとも いえない	いいえ	非該当	無回答	合計
問19. 保護者懇談会や個別面談などによる話し合いの機会はありますか	42 97.7%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	43 100.0%
問20. 送り迎えの際、子どもの様子に関する情報のやり取りは十分ですか	34 79.1%	8 18.6%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	43 100.0%
問21. 子どもに関する悩みや不安などについて、気軽に相談しやすいですか	39 90.7%	3 7.0%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	43 100.0%
問22. 開所時間内であれば、急な残業や不定期な業務に対して柔軟に対応してくれていますか	33 76.7%	4 9.3%	0 0.0%	6 14.0%	0 0.0%	43 100.0%

■ 不満・要望への対応

	はい	どちらとも いえない	いいえ	非該当	無回答	合計
問23. 園長や職員に対して日ごろ不満に 思ったことや要望は伝えやすいですか	29	9	4	1	0	43
	67.4%	20.9%	9.3%	2.3%	0.0%	100.0%
問24. 園は、保護者の要望や不満などに、 きちんと対応してくれていますか	33	7	0	3	0	43
	76.7%	16.3%	0.0%	7.0%	0.0%	100.0%
問25. 要望や不満があったときに、職員以外の 人(役所や第三者委員など)にも相談できるこ とを、園はわかりやすく伝えてくれますか	25	14	2	2	0	43
	58.1%	32.6%	4.7%	4.7%	0.0%	100.0%

■ 総合的な満足度

	満足	どちらかと いえば満足	どちらかと いえば不満	不満	無回答	合計
園を総合的に評価すると、どの程度満足し ていますか	31	11	1	0	0	43
	72.1%	25.6%	2.3%	0.0%	0.0%	100.0%